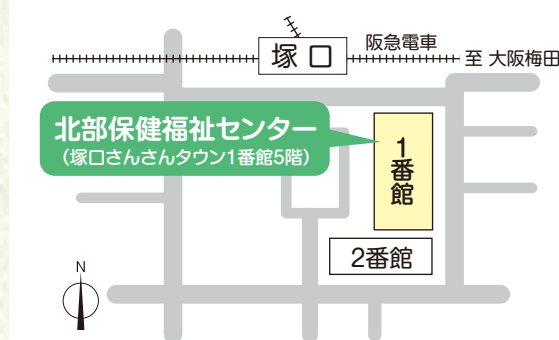


相談先・アクセス

【受付時間】平日/9:00～17:00

JR神戸線より**北**に
お住まいの方はこちらへ

尼崎市成年後見等支援センター
(尼崎市北部保健福祉センター内)



【お問い合わせ先】

TEL.06-4950-0614

FAX.06-6428-5129

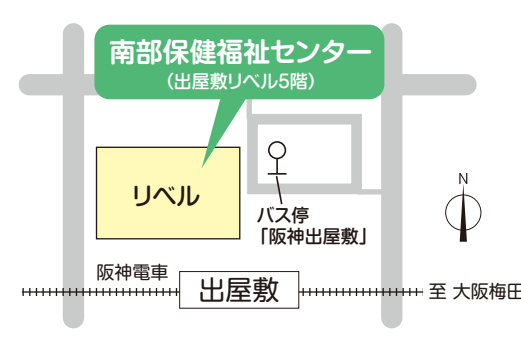
住所 〒661-0012

尼崎市南塚口町2丁目1番1号
(塚口さんさんタウン1番館5階)

※保健福祉センターは駅前にありますので、バス・電車の公共交通機関をご利用ください。
※駐車場はありますが、料金は利用者負担となりますので、ご了承ください。
※駐輪場はありますが、一定時間経過後は有料となります。

JR神戸線より**南**に
お住まいの方はこちらへ

尼崎市成年後見等支援センター
(尼崎市南部保健福祉センター内)



【お問い合わせ先】

TEL.06-6415-6291

FAX.06-6430-6857

住所 〒660-0876

尼崎市竹谷町2丁目183番地
(出屋敷リベル5階)

関連HP

・裁判所HPはこちら
「裁判所 後見開始」



・厚生労働省HPはこちら
「成年後見はやわかり」



尼崎市成年後見等支援センターのHP(社協内)はこちら

尼崎市成年後見等支援センター

URL: <http://amasyakyo.jp/consultation/seinenkouken/>



ホームページQR



尼崎市社協
イメージキャラクター
あまりん

令和8年(2026年)4月版

あまがさきし

尼崎市

成年後見等

せいねんこうけんとうしえんせんたー

支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、
判断能力が十分でない方が安心して生活を送ることができるよう、
日常生活自立支援事業や成年後見制度などを中心とした
権利擁護の支援に取り組んでいます。
本人や親族、関係機関などからのご相談に応じています。

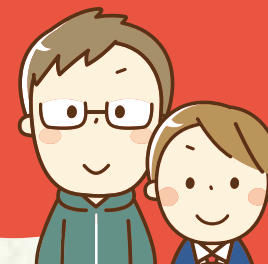
財産

物忘れがあり、
財産やお金の管理が
心配になってきたな...



将来

知的障がいがある
わが子の親亡き後の
ことが心配



制度

成年後見制度について、
詳しく知りたい

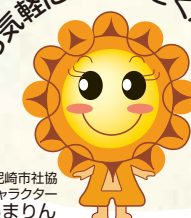


支援

後見人になって、
高齢者や障がいがある方の
支援をしていきたい



お気軽にお問合せください



尼崎市社協
イメージキャラクター
あまりん



社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会

尼崎市成年後見等支援センターの業務内容

この事業は尼崎市の委託を受けて、尼崎市社会福祉協議会が実施しております。

相談

電話や窓口、訪問により成年後見制度に関する相談に対応しています。

※その他、弁護士、司法書士、社会福祉士等によるサポートチームが適宜支援していきます。

権利擁護専門相談

弁護士又は司法書士による定期的な相談会を市内の複数か所で実施しています。

要予約制です。関係機関の方もお相談可能です。



- 奇数月 ▶ 第2木曜日 13時30分～15時30分 (弁護士)
毎月 ▶ 第4木曜日 13時30分～15時30分 (司法書士)

開催日により、開催場所が異なります。

(南北保健福祉センター、各生涯学習プラザ、老人福祉センター等)

※年度によって場所や日時など変更が生じる可能性があります。
詳細は、成年後見等支援センターHPをご覧ください、直接お問合せください。

市民後見人養成・支援

▶ 市民後見人の養成

市民後見人養成研修等を開催し、地域の身近な立場から判断能力の不十分な方へ支援を行う「市民後見人」の養成を行います。詳細は、HP等をご確認ください。

▶ 市民後見人の活動支援

家庭裁判所から選任された「市民後見人」の後見活動の支援、監督等を行います。

※市民後見人とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から選任された一般市民です。本人に代わって、財産管理などを行います。

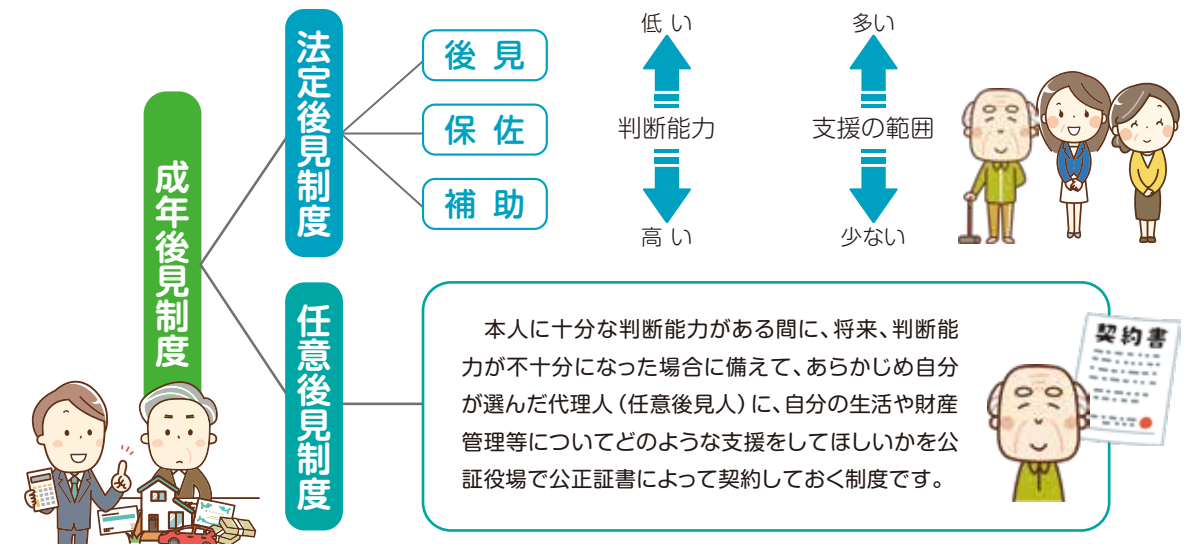
制度の普及・啓発

制度をより多くの方に理解いただくために、当センター職員の講師派遣等、出前講座を行っています。申込書等はHPをご確認ください。



成年後見制度とは？

- ▶ 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な方に代わって、家庭裁判所から選任された成年後見人等が財産の管理や様々な契約を行い、安心して日常生活を送ることができるよう支援する制度です。
- ▶ すでに判断能力が低下している場合の「**法定後見制度**」と、判断能力があるうちに、将来の不安などに備える場合の「**任意後見制度**」の2つの制度があります。



法定後見制度を利用するには？

- 本人、配偶者、4親等内の親族、市町村長(注)等が、家庭裁判所へ申立を行います。
(注)本人を含め、4親等内の親族による申立が困難な場合など

費用はどれくらいかかるの？

- 申立費用は、診断書や印紙、切手代等で1万円程度～になっています。家庭裁判所の判断で鑑定が必要な場合、別途5～10万程度必要です。申立書の作成を法律職(弁護士・司法書士)へ依頼することも可能です。(10万円～15万円程度)
低所得の方などは、法テラスの民事法律扶助制度(費用立替)が利用できる場合もあります。
- 後見人等への報酬は、管理する財産等に応じて家庭裁判所が決めます。
- 申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する成年後見制度利用支援事業があります。
重層的支援推進担当課(電話番号06-6489-6013 FAX6489-6952)

後見人が行えることは？

- 財産管理や福祉サービスの契約等の支援(入院及び施設入所の手続、不動産の契約や解約、処分等を含む)
 - 書類の確認や手続、申請等
 - 不利益な契約の取消
 - 定期的な見守りや訪問、関係支援者との連携等 …など
- ※保証人や医療同意、事実行為(掃除や買い物等)、身分行為等は行いません。